

太陽光発電設備等に係る 固定資産税（償却資産）について

償却資産とは、製造や小売、農業などの事業を個人または会社で営んでいる方が所有し、その事業のために用いることができる構築物や機械、運搬具、器具、備品などの事業用資産を言います。
太陽光発電施設も償却資産に該当し、固定資産税の課税対象となることがあります。

課税対象について

	余剰売電 (発電された電気を自家消費用に充て、 残った電気を電力会社に売却)	全量売電 (発電された電気の全量を 電力会社に売却)
個人 (住宅用)	<課税対象外> 個人利用を主な目的とした資産であるため、 事業用資産に <u>該当しない</u> 。	<課税対象> <u>収益を得ることを目的</u> としている ため、事業用資産に <u>該当する</u> 。
個人 (事業用)	<課税対象> 本来の事業の付随業務であるため、 事業用資産に <u>該当する</u> 。	<課税対象> <u>収益を得ることを目的</u> としている ため、事業用資産に <u>該当する</u> 。
法人	(例) 賃貸住宅の屋根に設置した太陽光発電設備は、 不動産賃貸業の業務の一部として取扱う。 (発電した電力をすべて入居者が利用して いても課税対象)	

課税対象となる資産

- ◎太陽光パネル（家屋の屋根材となっている場合を除く）
- ◎架台 ◎送電設備 ◎電力量計 ◎パワーコンディショナー など

※太陽光発電設備を減価償却する際に用いる耐用年数…17年
(耐用年数政令別表第2「31電気事業用設備」の「その他設備」の「主として金属のもの」)

<問い合わせ先>

〒501-0491 岐阜県本巣市早野 255 番地 本巣市役所 税務課 固定資産税係
TEL (058) 323-1155<代表> ・ (058) 323-8133<直通>